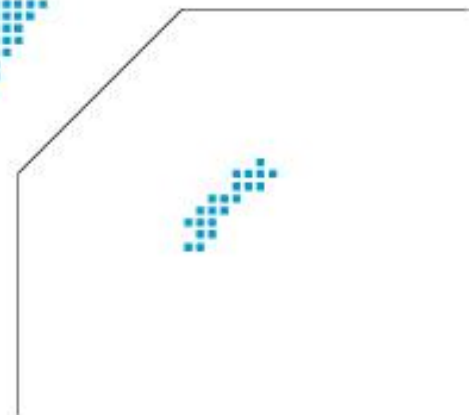




表現の自由に関する国連特別報告者の日本公式訪問報告書

NGO フォローアップ報告

日本語抄訳版



19 February 2019

はじめに

このレポートは沖縄国際人権法研究会（AOCHR）と反差別国際運動（IMADR）が共同で作成したものであり、国連表現の自由の権利の促進と保護に関する特別報告者の日本公式訪問報告書（A/HRC/35/22/Add.1）（2017年6月）にある勧告の日本政府による実施に関して、市民社会組織から情報を補足提供するためのものである。レポート作成者である両団体は、2019年6月の国連人権理事会第41会期に提出される同特別報告者のフォローアップレポートに協力できることを歓迎する。

内容

- 1．広範囲な反差別法の採択
- 2．集会の自由の権利の享有および山城博治さんの事件

<抄訳>

1. 広範囲な反差別法の採択

表現の自由の権利の特別報告者デビッド・ケイ氏が日本公式訪問の報告書（2017年6月）に示した勧告のなかに、広範囲な反差別法の採択がある。差別禁止法の問題は、同年11月に行われた第3回日本普遍的定期的審査、さらに2018年8月の人種差別撤廃委員会（CERD）による日本審査においても指摘され、それぞれ「包括的な差別禁止法の採択」を促した。それらに対して、日本政府は憲法14条（法の下での平等の原則）を理由に、その必要性を否定してきた。しかし、2017年3月に発表された法務省の外国人住民調査は、日本に住む外国人住民の多くが就職や入居・入店における差別など社会生活において差別をうけていることを明確に示した。2016年6月施行のヘイトスピーチ解消法は理念法であり、一定の抑止的な効果をもたらしたが、2018年のCERD審査に提出されたNGOのレポートは、ヘイトスピーチが現在も蔓延っており、特にインターネットにおいて深刻であると報じている。こうした事実より、憲法14条を含む既存の法的枠組みでは差別からの効果的な保護にはならないことは明らかだ。

日本政府はヘイトスピーチ解消法に続き、2016年12月制定・施行の部落差別解消推進法、2017年11月施行の技能実習法、さらには2019年2月に国会審議のために上程されたアイヌ新法案など、マイノリティコミュニティに対する差別現象に個別の法律で対応しようとしている。しかし、差別をなくすためにはこれら個別法だけでは効果は限定的である。

2. 集会の自由の権利の享有および山城博治さんの事件

デビッド・ケイ氏はまた、上記の報告書で沖縄における市民の反対運動に対する抑圧に懸念を表明し、集会結社の自由の権利の行使を確保するよう日本政府に勧告した。しかし政府は特別報告者のこれらの勧告の実施について市民社会に情報を提供していない。そればかりか、集会結社の自由および意見と表現の自由の権利について、国際人権法規範に基づき法執行者の人権意識を向上させる措置も講じていない。

むしろ、日本政府が沖縄県辺野古で進めているアメリカ軍の新基地建設に対して反対活動をしている人たちの集会の自由権は、抗議現場からの物理的な排除や監視の強化によって継続的に脅かされている。毎日新聞の2019年1月の報道によって、民間警備会社が国からの指示を受けて抗議者60人のリストを写真と個人情報付きで作成していたことが明らかになった。そのようなリストの存在は沖縄タイムス社が2016年に報道して以来知られていたが、政府は2016年8月8日の閣議決定において政府の関与を否定していた。政府の指示に基づくこのようなリストの作成は萎縮効果を生むものである。

また、沖縄で抗議活動中に逮捕され、5ヶ月以上裁判を受けることなく勾留されていた山城博治さんに対し、那覇地方裁判所は2018年3月14日に懲役2年、執行猶予3年の判決を言い渡した。福岡高等裁判所那覇支部への控訴が棄却された後、山城さんは同年12月19日に最高裁判所に上告した。2018年12月27日には、国連恣意的拘禁に関する作業部会も山城さんの自由の剥奪は恣意的であると認める見解を示し、日本政府に対して山城さんの保釈条件を取り消し、状況を是正することを求めた。作業部会はまた、日本政府に対し山城さんの事案について独立した調査を行い、権利侵害の責任者に対して適切な処置をとるよう求めている。